

## パブリックコメントへの対応内容

通し No.	該当箇所	御意見・御提案内容	対応内容
1	認定基準 4-1-1(1)製品の寿命	40,000 時間よりも 1,000 時間/6,000 時間の耐久性試験を採用した方が望ましい。	市場に流通している電球形 LED ランプは、概ね寿命を 40,000 時間と表示していますが、これまで統一的な測定方法がなく、メーカ各社の判断によって表示がされています。2011 年 12 月 20 日に制定された JIS C 8157 において、寿命の定義、評価方法が示されていることより、本認定基準では、JIS に基づいた評価がされていることを確認、審査するということになりました。その JIS C 8157 においては、定格ランプ寿命の 25%に相当する点灯時間（最大 6,000 時間）になるまで、1,000 時間ごとに測定することが望ましいことなどが規定されており、御意見の趣旨にも沿っているものと考えています。従いまして、原案どおりとします。
2	認定基準 4-1-2(3)ランプ効率	<p>ここで要求されている試験事業者は、どのような事業者が登録されているか？</p> <p>独立行政法人製品評価技術基盤機構（nite）のホームページによると光に関連する JNLA 登録事業者は、見つからない。関連する JCSS については、7 事業者が登録されているが、その中で、「光束」を測定し校正標準との比較を行えるのは「光束標準光源（ランプ、ディスプレイ、発光素子）」を種類として登録している 4 事業者になり、その中でも中立的な立場となる第 3 者試験機関として商品の試験を引き受けているところがない。（日本電気検定所も製品評価ではなく測定器の検定・校正を業務とされていると聞いている。）</p> <p>また、JCSS事業者がJNLA試験所として認定されたとしても、公的で第三者的な試験所でなくLED電球を製造販売しているメーカの試験所では、競合メーカへの障害、海外メーカへの非関税障壁となる懸念もあると思う。</p> <p>したがって、第 3 者機関の製品評価を受けられない現状で、今回の基準案の JNLA 登録事業者の成績書要求は、時期尚早と考える。その対策案として「また JNLA (Japan National Laboratory Accreditation System)に登録された試験事業者による試験結果(測光方法は JISC7801; 般照明用光源の測光方法)(追補予定))を提出すること。」を「また 性能を証明する方法は、ISO9000 等の認証で測定に関するトレーサビリティが確保されている事業者(自己宣言も含む)の試験結果を提出すること。」に変更することを提案する。</p> <p>この内容は、基準案の JNLA 認定事業者 (ISO17025 認証取得済) を包含するもので、第 3 者試験事業者が十分に設立された時点で、案の通りに戻すことも可能である。</p>	光に関連する JNLA 登録事業者は、公表時にはまだございませんでしたが、これから登録が進んでいくものと考えています。エコマーク全体の方針として、認定基準への適合の証明方法については、ISO および IEC 規格など国際的に認められている規格の引用を優先することとなっておりますが、現在、電球形 LED ランプにおける測光を含めた性能測定方法に関して、国際標準といわれるものがまだ定まっていません。従いまして、日本の国内規格である JIS を引用すると共に、その試験規格の測定の信頼性を担保するために、JNLA の試験所登録制度の登録事業者を要件としました。なお、国際エネルギー機関（IEA）が SSL アネックスという WG を立ち上げ、測定方法や試験所認定などの標準化の議論を行っています。日本では、経済産業省も参加している SSL 戦略推進委員会において、国際的な標準体制などの検討を進めている状況です。本認定基準につきましても、国内外の動向を注視し、適宜見直し等を検討していきたい考えです。従いまして、原案どおりとします。
3	認定基準 4-1-2(3)ランプ効率	JNLA 以外の ISO/IEC17025 試験所で尚かつ、照明カテゴリを取得している方が望ましい。	
4	認定基準 4-1-2(3)ランプ効率	JNLAのみならず、NVLAPでLM79の能力のある認定試験所あるいは米国エネルギー省のCALiPER指定試験所（北米とアジアのラボを使用している日本メーカがある）、あるいはIEC PAS62612の対応ができる的確なCBTL、あるいは市場参加企業の拠点がある認定機関（ただし、ILAC/APLACの体系であることが前提）であり、例えばJNLAとMRAが締結できていることがあれば問題ない事としていただく事ですと、参加できるラボとメーカが増えると考え。日本のメーカでもEMS会社を使用している場合もあり、海外製造サイト・協力会社からの輸入もあり、より現実的であり、発展性があると考え。	

通し No.	該当箇所	御意見・御提案内容	対応内容
5	認定基準 4-1-3(4)RoHS 指令への対応	RoHS 適合を要求していますが、先の「光束」測定と逆に適合証明書の水準が一切明確になっていない。 逆にこの基準には、証明方法の最後に「証明する方法は、ISO9000 等の認証で測定に関するトレーサビリティが確保されている事業者（自己宣言も含む）の試験結果を提出すること。」を追加することを提案する。 化学分析に関しては、各都道府県の工業試験所などをはじめ多くの第三者試験事業者が、既に機能しているが、トレーサビリティが維持されていることを基準としたい。上記 No.2 の関連で全ての要求基準に対して第三者 JNLA 事業者による測定結果の証明ができる時点で規定しなおすこととしていただきたい。	御意見を踏まえ、証明方法を追加させていただきます。なお、現時点では、電球形 LED ランプの廃棄・リサイクル時の環境影響を重視し、RoHS 指令への適合を認定要件としました。REACH の SVHC に関しては、今後の状況等に応じ、適宜検討を行っていきたい考えです。
6	認定基準 4-1-3(4)RoHS 指令への対応	RoHS の対応は必要であると感じている。また、できれば差別化するため、化学物質関連のリスクコミュニケーションを促進するため、REACH の SVHC に関する情報開示対応のエビデンスを求めることはいかがか。あるいは、日本の制度ということであれば、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）への対応は当然であるとしたとき、アークティックマネジメント推進協議会：JAMP の枠組みへの参加を求めることも有効なのではないかと考える。要は、日本企業、日本市場に参加する組織・団体が、世界で普遍的に求められてくる化学物質関連のリスクコミュニケーションの対応を求める必要性があると考えている。	
7	認定基準 4-1-3(5)最終製造工場の環境法規等順守	最終製造工程ではなく、組立工程が望ましい。	御意見を踏まえ、記述内容を追加させていただきます。
8	認定基準 4-1-3(5)最終製造工場の環境法規等順守	この項目は妥当と考える。製造サイトの所在する国、地域の要求事項に対応することは必要条件と考える。	
9	認定基準 4-2(8)電気用品安全法技術基準への適合	S マークではなく、ISO/IEC17025 照明カテゴリの試験所での PSE 証明を発行して対応可とすることが望ましい。	本認定基準では、より信頼性を確保するために、電気用品安全法を補完する第三者認証制度である S マーク取得を認定の要件として設定しています。従いまして、原案どおりとします。
10	認定基準 4-2(8)電気用品安全法技術基準への適合	証明方法として、製品が S マーク認証を受けていることを示す書類を提出すること。とあるが、電気用品安全法（丸 PSE）は、S マークを取得しなくとも、自主試験または、第 3 者試験にて、試験を行い、適合していれば PSE のマークを付けることができる。従って、証明方法は、PSE マークを記載している定格銘板または、試験をした試験所発行の試験結果の証明書で証明が行えるものと判断するが、いかがか。	
11	認定基準 4-2(8)電気用品安全法技術基準への適合	S マーク認証は妥当と考えるが、市場の啓蒙対応が必要かと考える。	
12	認定基準 4-2(9)光源色、平均演色評価数 $R_a$	上記 No.2 と同様の理由から、「JNLA (Japan National Laboratory Accreditation system) に登録された試験事業者による試験結果・・・・・・を提出すること。」を「ISO9000 等の認証で測定に関するトレーサビリティが確保されている事業者の試験結果・・・・・・を提出すること。」に変更することを提案する。	上記 No2~4 の対応内容と同様とし、原案どおりとします。
13	認定基準 4-2(9)光源色、平均演色評価数 $R_a$	JNLA 以外の ISO/IEC17025 試験所で尚かつ、照明カテゴリを取得している方が望ましい。	
14	認定基準 4-2(9)光源色、平均演色評価数 $R_a$	JNLA のみならず、NVLAP で LM79 の能力のある認定試験所あるいは米国エネルギー省の CALiPER 指定試験所（北米とアジアのラボを使用している日本メーカーがある）、あるいは IEC PAS62612 の対応ができる的確な CBTL、あるいは市場参加企業の拠点がある認定機関（ただし、ILAC/APLAC の体系であることが前提）であり、例えば JNLA と MRA が締結できていることがあれば問題ない事としていただく事ですと、参加できるラボとメーカーが増えると考え。日本のメーカーでも EMS 会社を使用している場合もあり、海外製造サイト・協力会社からの輸入もあり、より現実的であり、発展性があると考え。	

通し No.	該当箇所	御意見・御提案内容	対応内容
15	全体	環境ファクターも基準の1つに入れたほうがよいと思う。例えば、製品価値=照度×寿命、環境負荷= (CO <sub>2</sub> 排出量) <sup>2</sup> ×(3R量) <sup>2</sup> ×(有害物質) <sup>2</sup> 、製品価値/環境負荷が基準年度製品に比べて何倍になったかで評価するなど。	エコマークにおいては、商品ライフステージ環境評価項目選定表を活用し、商品のライフステージごとに環境評価項目を検討し、総合的な環境負荷低減を図っていくことを目的に基準を策定しています。現時点では原案どおりとし、今後の課題とさせていただきます。

意見総数15、意見者 4